補装具の種目と判定方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 新規支給 | 再支給[１参照] | 修理 | 　　　◎当所の直接判定が必要な補装具　　　●当所の文書判定が必要な補装具　△当所の判定は不要な補装具（市町村での判断により決定） |
| 型式が同一である場合 | 型式が変更された場合 |
| 義　　肢 | 骨　　格 | ◎ | ◎ | ◎ | ●（△）[２参照] | １　補装具費の再支給について、前回支給されたものと同一の型式である等、特に医学的判定を要しないと認められる場合は当所の判定を必要としません。（骨格構造義肢、特例補装具を除く。）　　＊当所の判定が不要な補装具の例　　　「普通型電動車椅子」から「普通型電動車椅子」　　　「普通型電動車椅子」から「簡易型（切替式）電動車椅子」（姿勢変換機能等がないもの。）　　　「高度難聴用補聴器」から「高度難聴用補聴器」＊当所の判定が必要な補装具の例　　「普通型車椅子」から「リクライニング式普通型車椅子」　　「簡易型（アシスト式）電動車椅子」から「簡易型（切替式）電動車椅子」　　「短下肢装具」から「長下肢装具」　　「高度難聴用補聴器」から「重度難聴用補聴器」　　２　骨格構造義肢の修理について、ソケットの修理を伴う場合は文書判定で行います。同一規格の完成用部品、外装・小部品のみの交換等は当所の判定は不要です。（市町村での判断により決定。）３　重度障害者用意思伝達装置の新規支給について、簡易なものについては原則的に文書判定で行います。４　重度障害者用意思伝達装置の再支給について、型式が同一の場合でもメーカーや機種を変更した場合等は必要に応じ直接判定を行います。５　重度障害者用意思伝達装置の再支給について、型式が変更された場合、簡易なものについては原則的に文書判定で行います。６　特例補装具の再支給について、型式および規格が同一で、改造のない既製品である場合等は当所の判定は不要です。（市町村での判断により決定。）７　特例補装具の修理について、同一規格の小部品やタイヤ等消耗品のみの交換等は当所の判定は不要です。（市町村での判断により決定。）８　借受けの判定方法は新規支給に準じます。９　18歳未満に支給された補装具の修理、再支給については新規支給に準じます。 |
| それ以外 | ● | △ | ● | △ |
| 装　　具 | ● | △ | ● | △ |
| 座位保持装置 | ● | △ | ● | △ |
| 補　聴　器 | ● | △ | ● | △ |
| 車椅子（オーダーメイド） | ● | △ | ● | △ |
| 電動車椅子 | ◎ | △ | ◎ | △ |
| 重度障害者用意思伝達装置 | ◎（●）[３参照] | △（◎）[４参照] | ◎（●）[５参照] | △ |
| 特例補装具 | ◎ | ◎（△）[６参照] | ◎ | ◎（△）[７参照] |
| ＊義眼、眼鏡（矯正用・遮光用・コンタクトレンズ・弱視用）、車椅子（レディメイド）、歩行器、盲人安全つえ、歩行補助つえの支給及び修理については市町村での判断により決定となります。 |